四　前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が六十七万円を超える申請者等にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

3・4　（略）

（保険料一部免除の申請）

第七十七条の三　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得（令第六条の十二第一項及び第二項の規定によつて計算した額をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）が次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める金額を超えない申請者等（所得のない者を除く。）にあつては、所得の状況を明らかにすることができる書類

イ　法第九十条の二第一項の申請に係る申請者等　八十八万円

ロ　法第九十条の二第二項の申請に係る申請者等　百二十八万円

ハ　法第九十条の二第三項の申請に係る申請者等　百六十八万円

四　（略）

（学生等の保険料納付の特例に係る申請）

第七十七条の四　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～三　（略）

四　前項第二号に規定する期間の属する年の前年（当該期間に一月から三月までのいずれかの月が含まれる場合にあつては、当該月の属する年の前々年。以下この条において同じ。）の所得が百二十八万円を超えない被保険者等（所得のない者を除く。）にあつては、所得の状況を明らかにすることができる書類

五　前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が百二十八万円を超える被保険者等にあつては、次に掲げる書類

イ～ニ　（略）

3　（略）

（平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の申請）

第七十七条の五　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が六十七万円を超えない申請者等（所得のない者を除く。）にあつては、所得の状況を明らかにすることができる書類

四　前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が六十七万円を超える申請者等にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

3・4　（略）

四　前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が五十七万円を超える申請者等にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

3・4　（略）

（保険料一部免除の申請）

第七十七条の三　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得（令第六条の十二第一項及び第二項の規定によつて計算した額をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）が次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める金額を超えない申請者等（所得のない者を除く。）にあつては、所得の状況を明らかにすることができる書類

イ　法第九十条の二第一項の申請に係る申請者等　七十八万円

ロ　法第九十条の二第二項の申請に係る申請者等　百十八万円

ハ　法第九十条の二第三項の申請に係る申請者等　百五十八万円

四　（略）

（学生等の保険料納付の特例に係る申請）

第七十七条の四　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～三　（略）

四　前項第二号に規定する期間の属する年の前年（当該期間に一月から三月までのいずれかの月が含まれる場合にあつては、当該月の属する年の前々年。以下この条において同じ。）の所得が百十八万円を超えない被保険者等（所得のない者を除く。）にあつては、所得の状況を明らかにすることができる書類

五　前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が百十八万円を超える被保険者等にあつては、次に掲げる書類

イ～ニ　（略）

3　（略）

（平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の申請）

第七十七条の五　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が五十七万円を超えない申請者等（所得のない者を除く。）にあつては、所得の状況を明らかにすることができる書類

四　前項第二号に規定する期間の属する年の前年の所得が五十七万円を超える申請者等にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

3・4　（略）